令和５年度答申第５７号
令和６年１月１１日

諮問番号　令和５年度諮問第４９号（令和５年１１月６日諮問）
審 査 庁　文化庁長官
事 件 名　文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理　　由

第１　事案の概要

本件は、文化庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金等適正化法」という。）１５条の規定に基づき、交付すべき文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）（以下「本件補助金」という。）の額を確定する処分（以下「本件確定処分」という。）をするとともに、既に当該額を超える本件補助金が審査請求人に交付されているとして、補助金等適正化法１８条２項の規定に基づき、その超過額の返還を命じる処分（以下、この処分を「本件返還命令」といい、本件確定処分と併せて「本件各処分」という。）をしたことから、審査請求人が本件各処分を不服として審査請求をした事案である。

１　関係する法令の定め

（１）補助金等の交付決定

補助金等適正化法６条１項は、各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない旨規定する。

（２）実績報告

補助金等適正化法１４条前段は、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない旨規定する。

（３）補助金等の額の確定

補助金等適正化法１５条は、各省各庁の長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない旨規定する。

（４）補助金等の返還命令

補助金等適正化法１８条２項は、各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならないと規定する。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（１）審査請求人は、令和３年７月１６日付けで、処分庁に対し、事業の名称を「オムニバス映画「Ａ」製作」、実施期間を同年６月７日から同年１２月３１日まで、補助金申請額を６００万円として、本件補助金の交付を申請（以下「本件交付申請」という。）した。申請書に添付された「申請事業詳細」と題する書面には、短編映画４本で構成されたオムニバス映画「Ａ」（以下「本件オムニバス映画」という。）を製作する旨記載されていた。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付申請書、「申請事業詳細」と題する書面）

（２）処分庁は、令和３年８月５日付けで、本件交付申請に対し、申請のあった事業を交付対象とし、補助金の額を６００万円として、本件補助金の交付を決定（以下「本件交付決定」という。）した。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付決定通知書）

（３）審査請求人は、令和３年１１月１日付けで、処分庁に対し、本件補助金４２０万円の概算払を請求し、処分庁は、同月９日付けで、本件補助金４２０万円の概算払をする決定をした。

（請求書（概算払）、文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）（第３四半期分・１１月払）の支出について）

（４）審査請求人は、令和４年１月９日、処分庁に対し、本件補助金に係る申請システムを通じ、本件オムニバス映画に係る実績を報告した後、処分庁から本件補助金の事務運営業務の委託を受けた特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下「本件事務局」という。）の指示に従い、４本の短編映画に係る実績の報告に変更（以下「本件実績報告」という。）した。なお、申請システムで作成された補助金実績報告書（以下「本件補助金実績報告書」という。）の書面には、日付は令和３年１２月３１日と、報告の額は、交付決定額６００万円、精算額３３４万５０００円、不用額２６５万５０００円と記載されていた。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）に係る事業の実績報告書、審査請求人と本件事務局とで交わされたメールの写し、審査庁主張書面（令和５年１１月２４日付け）、審査庁主張書面（令和５年１２月１５日付け））

（５）処分庁は、令和４年３月３１日付けで、審査請求人に対し、交付すべき本件補助金の額を３３４万５０００円と確定する処分（本件確定処分）をするとともに、超過交付となった８５万５０００円の返還を命じる処分（本件返還命令）をした。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）額の確定通知書、文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）返還命令書）

（６）審査請求人は、令和４年５月１０日、審査庁に対し、本件各処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（７）審査庁は、令和５年１１月６日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求人は、４本の短編映画から成る本件オムニバス映画の製作という一つの取組として、各短編映画のタイトル、内容まで明記した上で本件交付申請をし、本件交付決定を受け、実績報告でも４本の短編映画から成る本件オムニバス映画の製作という一つの取組として報告した。

（２）しかし、本件確定処分は、４本の短編映画についてそれぞれ映倫審査を受けているという理由で４本の映画と扱って、それぞれ別々の取組とみなし、うち２本はおおむね２０分以上の作品との補助要件に満たないという理由で補助対象外であるとして行われたものであり、合理性に欠けており不当である。また、１本のオムニバス映画として、ウェブサイトにも公表し、公開予定である旨告知している。

（３）「文化庁令和２年度第３次補正予算事業ＡＲＴＳ　ｆｏｒ　ｔｈｅ　ｆｕｔｕｒｅ！（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）募集要項（令和３年８月１０日付け）」（以下「本件募集要項」という。）には、映倫審査を通すこと以外の細かい審査の規定は明記されておらず、映倫番号を別々に取得すれば別々の取組になるとは記載されていない。本件募集要項に明記されていれば、４本まとめて映倫審査を受けることも簡単なことであり、規定の存在しない文化庁の考え方による事後の判断・処分は不当である。

（４）以上により、本件確定処分の取消しとそれに伴う本件返還命令の取消しを求める。

第２　諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、４本の短編映画につき、日本の美や日本の精神美を表現したテーマで１本のオムニバス映画としてまとめられていること及び４本の短編映画が１本のオムニバス映画として公開予定である旨告知して同時に上映されたことから、４本の短編映画は１本の映画であると主張する。

しかし、共通のテーマの４作品がオムニバス映画として公開する旨告知して同時に上映されているからといって、そのことのみから、１本の映画の上映なのか、複数の映画の同時上映なのかは判別できないし（以下「審査庁主張①」

という。）、映倫審査申込書４通及びその審査結果をみても、４本の映画が本件オムニバス映画を構成するものであって１本の本件オムニバス映画であることが確認できる記載はない（以下「審査庁主張②」という。）。加えて、４本の映画に映倫番号がそれぞれ付与されているが、映倫番号は公開を企図として付与を受けるものであることからして、それらが個別に公開されることが想定される（以下「審査庁主張③」という。）上、４本の映画のうち上映時間が８分であり補助対象外となった映画「Ｂ」の映倫審査申込書の概要欄には、「長編映画『Ｃ』へと続くパイロット版短編」との表記があり、本件オムニバス映画とは異なる映画との関係性も示されていること（以下「審査庁主張④」という。）にも照らせば、審査請求人が主張する事実をもって、本件オムニバス映画が１本の映画であると認めることは困難である。

以上のとおり、本件各処分の対象となった映画は、１本の映画であると認められないため、４本の映画として実績報告を求め、本件各処分をしたのであって、何ら不当な点は認められない。

他に本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

なお、審理員の意見は、本件確定処分は処分庁の裁量の範囲であるとして、審査庁の判断と結論を同じくし、本件返還命令には言及していない。

第３　当審査会の判断

当審査会は、令和５年１１月６日、審査庁から諮問を受け、同月２４日、同年１２月１４日及び同月２２日及び令和６年１月１１日の計４回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和５年１１月２２日、主張書面及び資料の提出を受け、審査庁から、同月２４日、主張書面及び資料の提出を受け、同年１２月１５日、主張書面の提出を受けた。

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）一件記録によると、本件審査請求の受付（令和４年５月１０日）から本件諮問（令和５年１１月６日）までに約１年６か月の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付の後、補正命令（令和４年５月２３日）を経て、代表者の資格を証する書面の提出（同月２５日）から審理員の指名（同年６月１６日）までに約３週間、②審理員意見書の提出（同年１１月２２日）から本件諮問（令和５年１１月６日）までの間に１１か月以上を要している。審査庁にその理由を照会したところ、本件補助金及びその

後継の補助金は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図ることを目的とした、これまでにない大規模かつ新たな補助事業で、両補助金をあわせて申請及び交付決定の件数は万単位に上り、早期執行が求められる中、限られた人員で処理する必要があったため時間を要したとのことであった。

こうした状況にあったとはいえ、審査請求については、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の目的（１条１項）に照らして、また、事後の手続たる審査請求に対応する過程から得られる知見を後継の補助金に反映するといった行政の適正な運営を確保する観点からも、迅速に対応すべきであった。審査庁は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

（２）上記（１）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件各処分の違法性又は不当性について

本件では、本件補助金の補助対象経費について、４本の短編映画で構成された１本の本件オムニバス映画とするか、当該４本の映画のうち上映時間が８分及び１６分である２本を除いた２本の映画とするかが争点となっていることから、以下、この点について検討する。

（１）まず、交付決定通知書によれば、本件補助金の交付の対象となる事業は、「令和３年７月１６日付けで申請のあった事業」とされている。そこで、当審査会の求めに応じて審査庁から提出された交付申請書一式をみると、交付申請書には、事業の名称は「オムニバス映画「Ａ」製作」と記載され、「申請事業詳細」と題する書面の「申請する事業の概要」欄には、短編映画４本で構成された本件オムニバス映画を製作する旨と４本の映画の題名等が、「申請する取組」欄の「取組１」には、取組の名称として本件オムニバス映画の製作が、取組の内容として４本の映画ごとの製作スケジュール等が、それぞれ記載されている。なお、「取組」とは、申請システムに活動を登録する際の入力単位とされ、映画製作の場合は、１本の映画を一つの取組として扱うこととされており（本件募集要項）、交付申請書の「申請する取組」欄には、「取組１」以外に「取組」は記載されていない。

他方、当審査会の求めに応じて審査庁から提出された実績報告書一式をみると、本件補助金実績報告書には、事業の名称は「オムニバス映画「Ａ」

製作」と記載されているが、「実績報告詳細」と題する書面の「取組１」から「取組４」には、取組の名称として、それぞれ、１本の映画の製作（計４本の映画の製作）が記載されている。このように、交付申請時とは異なり、取組数が変更されているのは、反論書に添付された審査請求人と本件事務局とで交わされたメールの写しによれば、審査請求人が一旦実績を報告した後に、本件事務局との複数回にわたるやり取りの中で、本件事務局から、それぞれ映倫番号を取得していた４本の映画を四つの取組に分けて報告するよう指示を受け、そのように報告したことが確認できる。そして、この報告を基に申請システムで作成された本件補助金実績報告書に記載の精算額のとおりの額をもって、本件確定処分がされている。この実績報告の変更について、審査請求人は、十分話し合う間もなく、仕方なく従った旨主張する（「最終弁明書」と題する書面）。なお、本件補助金実績報告書の作成手順については、下記３（１）で付言している。

いずれにしても４本の短編映画が製作されたことに争いはないから、実際の映画の上映状況をみると、まず、初号試写会は、令和３年１２月２５日に行われ、それを一般向けに告知する本件オムニバス映画のＨＰの画面には、「４本の短編によるオムニバス映画『Ａ』が完成致しました。」と、試写会の対象が４本からなるオムニバス映画であること及びその題名として本件オムニバス映画の題名と同じものが記載されていることが確認できる。作品関係者やマスコミ向けに告知する通知文にも、「オムニバス映画『Ａ』完成と初号試写会のお知らせ」との標題のもと、同様の記載がされている。次に、一般有料公開は、「実績報告詳細」と題する書面には、「一般公開２０２２．６月中旬予定（新型コロナにより延期）」と記載されている。本件実績報告の時点では一般有料公開はされていないが、「最終弁明書」と題する書面（審査請求人作成）に添付の資料によれば、令和４年１１月１１日から同月１３日の３日間、計５回にわたり、Ｄで、有料一般公開され、その際のチラシには、上部に４本の短編映画の題名が記載され、その下に「短編４作品・オムニバス映画」と記載され、中央に大きな文字で「Ａ」と本件オムニバス映画の題名と同じ題名が記載され、下部に上映日時と映画館の名称が記載されていることが確認できる。このことは、４本の映画から構成されたオムニバス映画を製作、公開するとの本件交付申請どおりに、本件オムニバス映画が一般に公開されたことの証左といえる。

そうすると、審査請求人が本件交付申請をし、本件交付決定を受けた、４本の短編映画で構成された本件オムニバス映画が、実際に製作され、試写会が行われ、一般有料公開が行われたということができる。なお、本件募集要項によれば、補助対象となる補助事業の対象期間とは、令和３年内に初号試写会が行われ、一年以内に一般有料公開するものを指すとされており、本件オムニバス映画は、上記のとおり、いずれも所定の期間内に行われている。また、処分庁が弁明書で主張するように、４本の短編映画のうち２本が、本件募集要項に記載の要件（おおむね２０分以上の作品）を満たさない上映時間の映画であっても、当該映画は本件オムニバス映画を構成するものであって、本件オムニバス映画が当該要件を満たしていることは確認できる（試写会関係資料）から、問題はない。

（２）次に、審査庁の主張について検討する。審査庁は、４作品がオムニバス映画として公開する旨告知して同時に上映されているからといって、そのことのみから、１本の映画の上映なのか、複数の映画の同時上映なのかは判別できないと主張する（審査庁主張①）。しかし、本件募集要項には、映画製作に関係する事項として、１本の映画を一つの取組として扱うこと、補助対象となる活動として、映倫番号を取得し有料一般公開を行うもの、おおむね２０分以上の作品で有料一般公開（３日以上）を行うもの（初号試写から１年以内に上映できない場合には補助金の返還が必要）等が記載されているのみである。事前に、本件募集要項でオムニバス映画を補助対象とする場合の外形的な条件を明示せずに、事後の段階で、審査庁が１本のオムニバス映画なのか判別できないとして、これを否定する主張をするのは、妥当とはいえない。上記（１）のとおり、審査請求人は４本の短編映画で構成される本件オムニバス映画の製作、上映に至ったのであるから、審査庁の主張は採用できない。審査庁は、映倫審査の申込書とその審査結果でもオムニバス映画であることを確認できないとも主張（審査庁主張②）するが、上記（１）の審査請求人が４本の短編映画で構成された本件オムニバス映画の製作、上映に至った事実が否定されるものではないし、本件募集要項にも、映倫番号を取得すること以外には、映倫に関する記載は見当たらないから、審査庁の主張は採用できない。

また、審査庁は、４本の映画は個別に映倫番号を取得しているから個別に公開することが想定される旨主張する（審査庁主張③）が、仮に、そのような懸念があるのであれば、文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越

えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱（令和３年４月２０日文化庁長官決定）（以下「本件交付要綱」という。）の、補助金の交付の目的に反して使用する場合の事前承認の定め（１９条３項）の適用を検討し、個別に公開をしようとする場合には、事前に承認を受ける必要がある旨審査請求人に明示し、これを遵守するよう求めれば足りるから、審査庁の主張は採用できない。審査庁は、短編映画１本は、その映倫審査申込書に長編映画へと続くパイロット版短編との説明があり、本件オムニバス映画とは異なる映画との関係性が示されているとも主張（審査庁主張④）する。しかし、上記（１）のとおり、審査請求人は４本の短編映画で構成された本件オムニバス映画の製作、上映に至ったのであって、４本の短編映画は本件オムニバス映画を構成するものであり、短編映画に、本件オムニバス映画とは異なる映画との関係性がみられるからといって、上記（１）の事実が否定されるものではないから、審査庁の主張は採用できない。

なお、審理員は、一つの映倫番号をもって１本の映画として扱うことについて、本件募集要項の記載（本件募集要項等に記載のない細部の事項は本件事務局の指示による旨）を根拠に、処分庁に裁量があり、本件確定処分は裁量の範囲である（審理員意見書）とするが、まず、当該取扱いは、審査請求人が本件実績報告をした後にされたものであって、当該取扱いをする旨の指示が事業の着手前にあったとは認められないし、当該取扱い自体、それに沿わない映倫番号の取得をしたオムニバス映画を補助対象外とするものであって、決して細部の事項とはいえないから、処分庁の裁量の範囲であるとする審理員の意見は、妥当ではない。また、審理員は、審査請求の対象である本件返還命令について判断を示しておらず、妥当ではない。

（３）以上のことから、審査請求人が本件交付申請をし、本件交付決定を受けたとおり、４本の短編映画で構成された本件オムニバス映画が製作、上映されたということができる。そうすると、１本のオムニバス映画であることが確認できなかったとしてされた本件確定処分は妥当とはいえないし、それに基づいてされた本件返還命令は、その前提を欠くものであるから、妥当とはいえない。

３　付言

（１）補助金実績報告書の作成について

補助金等適正化法１４条前段によれば、補助事業者は、各省各庁の長の

定めるところにより、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。諮問に当たり当審査会に提出された審査請求人の実績報告は抜粋であったので、審査庁に対し本件交付要綱様式８による補助金実績報告書及びその添付書類の提出を求めたところ、本件補助金実績報告書一式が提出された。その際、審査庁は、本件交付要綱様式８の補助金実績報告書は、申請システム上、書類審査等により交付すべきと認められた補助金額が自動的に記載される仕様となっている旨説明する。そうすると、補助金実績報告書の精算額は、申請システム上、補助事業者が実績報告としてデータ入力した金額及び証拠書類を基に、本件事務局による書類審査を経たものが記載されることになり、その額は交付すべき額となることになる。確かに、当審査会に提出された本件補助金実績報告書に記載の精算額（３３４万５０００円）と、本件確定処分の通知書に記載の確定額とは同額となっていた。

こうした本件補助金実績報告書の作成手順は、本件補助金の大量の申請を迅速に処理する必要があった（上記１（１）の審査庁主張）とされる状況下で行われたと考えられるが、上記のとおり、補助金等適正化法１４条前段は、補助事業者が補助金実績報告書を作成し提出することを求めているのである。

また、当審査会に提出された本件補助金実績報告書の日付（令和３年１２月３１日）と諮問説明書で説明する実績報告のあったとする日付（令和４年１月９日）とが異なることから、審査庁に照会したところ、申請システムに収支報告書等の実績報告が実際に提出された日が同日（諮問説明書記載の日付）であり、本件交付要綱様式８の補助金実績報告書には、申請システム上、補助対象期間の最終日の日付（令和３年１２月３１日）が自動的に入力される仕組みとなっているとのことであった。しかし、本件交付要綱上、様式８による補助金実績報告書を提出すべき日は、補助事業完了の日から３０日以内又は令和４年１月１０日のいずれか早い日まで（１４条１項）であって、補助対象期間の末日（令和３年１２月３１日）ではない。

したがって、今後、処分庁は、本件補助金の場合のように、申請システムを通じて、補助事業者から補助金等適正化法１４条前段の実績報告を受けることとする場合は、補助事業者が入力した精算額及び不用額と補助事

業者が実際に入力した日が補助金実績報告書に記載されるように、事務処理の手順を改善する必要がある。

（２）審理手続における基本的な資料の確認等について

本件諮問の調査審議に当たっては、本件補助金に関し、いつ、どのような内容の申請及び処分がされ、その間、どのような経緯があったのかを確認する必要があるところ、本件諮問の際、本件交付申請及び本件実績報告に関しては、申請及び報告のあったとされる補助事業の内容を記す部分のみが提出され、本件交付要綱の定める様式の書面を始め申請及び報告の書類一式の提出はなく、概算払に関しては、関係資料の提出はなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたのである（なお、所定の様式の実績報告書の書面が作成される過程に課題があることは、上記（１）で指摘するとおりである。）。

審理員の行う審理手続でも、こうした資料を基に事実認定をする必要があるところ、一件記録を見ても、審理員が処分庁に提出を求めた形跡はうかがえない。そうすると、審理員は、これらの資料を確認することなく、審理手続を進めたことになる。今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁に対し、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）の提出を求めて、処分に係る経過を把握、確認し、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。

また、今後、審査庁は、諮問に当たって、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）を提出する必要がある。

４　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第３部会

委　　員　　三　　宅　　俊　　光

委　　員　　佐　　脇　　敦　　子

委　　員　　中　　原　　茂　　樹